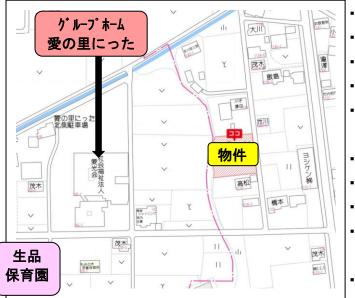
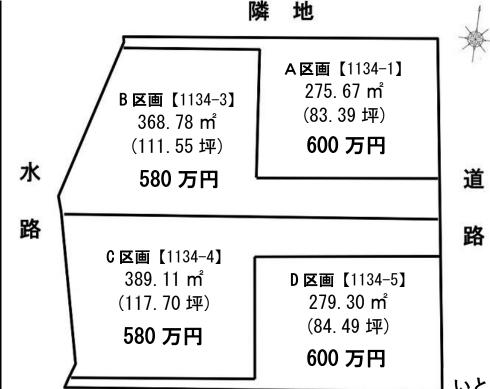
太田市新田村田町4区画〈既存集落内建物の許可を要する土地〉

B					
所在地	太田市新田村田町(地番は区画図に記載)				
都市計画	市街化調整区域	地目	畑	現況	更地
建蔽率	70%	容積率	200%	文化財	遺跡地内
電気	東京電力	水道	公営水道	排水	浄化槽
学校区	生品小学校 • 生品中学校				
備考	下記は売買代金に含まれています。 ・土留め工事等費用⇒農転開発許可検査済証交付後施工予定 ・排水最終マス設置工事費用⇒西側水路へ接続 ⇒農転開発許可後施工予定 ・水道引込工事費用⇒農転開発許可検査済証交付後施工予定 別途下記費用がかかります。 ・農地転用許可及び既存集落内建物の許可申請費用 ⇒指定の行政書士に依頼 ・水道加入金等 90,000 円 ・印紙代 5,000 円 ・所有権移転登記費用⇒指定の司法書士に依頼 ・固定資産税精算金 ・仲介手数料				



- ・生品小学校まで 約270m
- ・生品幼稚園まで 約350m
- 生品中学校まで 約 400m
- ・ファミリーマートまで 約 760m
- ・城西の杜(とりせん・しまむら ダイソー・ドラックストア)まで 約2km
- 生品行政センターまで 約 280m
- ブレイスまで約2.1 km
- |・ジョイフル本田まで 約 2. 2km
- ・フォルテ太田(ベルク・無印良品・ マツモトキヨシ・セリア)まで 約3km
- ·治良門橋駅まで 約3.5km



既存集落内建物の許可とは?

下記に該当する方なら建築可能です!

- ① 太田市に 10 年以上在住歴があること ⇒通算可・配偶者のみでも可
- ② 入居者全員が無資産であること ⇒土地・建物を所有していないこと
- ③ 自己居住用の住宅建築を行うこと
- ④ 建築に係る適切な資金計画を有して いること
 - ⇒融資証明書・自己資金証明
- ⑤ 申請地から通勤可能で有ること ※詳しくはお問い合わせ下さい。

いとう建設工業(株)の建築条件付土地です! お家のプランお気軽にご相談下さい♪





売主さんのご厚意により、排水最終マス設置工事・盛土行為・水道引込工事 隣地との境界線上の土留め工事等の造成工事が入ってこの価格! 生品小・生品中までいずれも徒歩5分です。 是非、現地を見て下さいね♪



いとう建設工業(株) わくわく不動産部



〒370-0312 太田市新田村田町 1663

フリーダイヤル:0120-213-404

TEL:0276-57-3498 FAX:0276-57-2300

群馬県知事(5)第6504号 取引態様(専属専任)

担当:近藤